平成27年3月30日規則第12号

(目的)

第1条 この規則は、庁舎の管理に関し必要な事項を定めることにより、庁舎 の保全及び秩序の維持を図り、公務の円滑かつ適正な遂行に資することを目 的とする。

(適用上の注意)

第2条 この規則の適用にあたっては、市民の庁舎の利用を不当に妨げないよ う留意しなければならない。

(定義)

第3条 この規則において、庁舎とは、大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1 号に所在する大阪市・八尾市・松原市環境施設組合庁舎及び大阪市・八尾市・ 松原市環境施設組合事業所事務分掌規則(平成27年規則第1号)に規定する 事業所(敷地及び付帯設備を含む)をいう。

(庁舎管理者等)

- 第4条 庁舎の管理を行わせるためそれぞれ庁舎ごとに庁舎管理者を置き、事 務局長及び工場長をもって充てる。
- 2 庁舎管理者に事故があるとき又は庁舎管理者が欠けたときは、あらかじめ 庁舎管理者が指定する職員が庁舎管理者の職務を行う。

(庁舎等の出入り)

- 第5条 庁舎管理者は、管理上必要と認めるときは、その管理に属する庁舎又は事務室(以下「庁舎等」という。)に出入りしようとする者に対し、その 氏名及び出入りの目的を明らかにすることを求めることができる。
- 2 次条第 1 項第 6 号に掲げる行為(庁舎への立入りに限る。)をしようとする者(同項の規定による許可を受けた者に限る。)は、庁舎管理者が定めるところにより、所定の様式による時間外・休日入庁簿に庁舎管理者が必要と認める事項を記入しなければならない。ただし、当該許可を受けていること

が明らかな場合その他庁舎管理者が庁舎の管理上記入する必要がないと認める場合は、この限りでない。

(許可を要する行為)

- 第6条 庁舎等において次に掲げる行為をしようとする者は、当該行為をしよ うとする場所を管理する庁舎管理者の許可を受けなければならない。
 - (1) 物品の販売、宣伝、勧誘その他これらに類する行為
 - (2) 印刷物その他の文書又は図画の配布
 - (3) ポスター、はり紙、看板、旗、幕その他これらに類するものの表示又は 掲出
 - (4) テントその他の施設又は工作物の設置
 - (5) 集会の開催又は集団による立入り
 - (6) 庁舎閉鎖後又は大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の休日を定める条例(平成27年条例第1号)第1条第1項に規定する組合の休日における立入り
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、庁舎等の管理上支障を及ぼすおそれのある 行為で庁舎管理者が定めるもの
- 2 庁舎管理者は、前項の許可に庁舎等の管理上必要な範囲内で条件を付すことができる。

(駐車等の制限)

第7条 庁舎管理者は、庁舎の管理上必要と認めるときは、庁舎内における車両の通行若しくは駐車を制限し、又はこれらを禁止することができる。

(行為の禁止)

- 第8条 庁舎等においては、何人も、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 凶器、爆発物その他の危険物の持込み
 - (2) 庁舎、備品その他の物件の破損又は汚損
 - (3) 通行を妨げる行為
 - (4) 脅迫、威圧的な言動、暴言、けん騒その他の不穏当な言動を行うこと

- (5) 職員に対して面会を強要すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、庁舎等における秩序を乱し、又は公務の円滑な遂行を妨げる行為

(違反行為に対する措置)

- 第9条 庁舎管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、庁舎等への 立入りを禁止し、許可を取り消し、当該行為を禁止し、又は当該行為の中止、 庁舎等からの退去若しくは物件等の撤去を命ずることができる。
 - (1) 第5条第1項の規定に違反して氏名及び出入りの目的を明らかにしない者
 - (2) 第5条第2項の規定に違反して同項の規定による記入をせず、又は虚偽の記入をした者
 - (3) 第6条第1項の規定に違反し、又は同条第2項の規定により付された条件に違反する者
 - (4) 第7条の規定により庁舎管理者が行う制限又は禁止に従わなかった者
 - (5) 前条の規定に違反する者又は同条の規定に違反するおそれのあることが明らかである者
- 2 庁舎管理者は、前項の規定による物件等の撤去命令に従う者がないとき又は当該命令を行うべき相手方が判明しないときは、自ら当該物件等を撤去することができる。

(職員等の協力)

第10条 職員及び許可を受けて庁舎等を使用する者は、庁舎管理者等及びこれらを補助する職員の指示に従い庁舎等の管理について協力しなければならない。

(施行の細目)

第11条 この規則の施行について必要な事項は、庁舎管理者が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。